

民生委員からのお知らせです！

2021.10
稲敷市民生委員・児童委員
協議会 黒田伸治
090-8856-9484

稲敷市では、各種の高齢福祉サービスを実施しています。

今般、その概要を案内させて戴きます。下記をご一読いただいて適用をうけていない方は連絡して下さい。

その他、聞きたい事などある場合は、気軽に電話をして下さい。

コロナ禍で対面は制限されていますのでご理解下さい。

連絡先：鳩崎本郷 黒田伸治宛て tel 090-8856-9484 です。

65歳以上の1人暮らしをしている方

75歳以上で生活する高齢者世帯

新たに対象者になられた方
適用を受けていない方は連絡下
さい。稲敷市に登録します。

稲敷市の高齢福祉サービス=65歳以上の1人暮らしの方へ

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 配食サービス | 7 紙おむつ支給事業 |
| 2 緊急通報サービス | 8 家族介護慰労金 |
| 3 愛の定期便 | 9 徘徊高齢者家族支援サービス |
| 4 給食サービス | 10 救急医療情報キット配布 |
| 5 ふれあい電話 | 11 ねたきり高齢者理美容料助成 |
| 6 シルバーカー購入費補助 | 12、老人性白内障補助眼鏡など購入費助成 |
- 内容は裏面に記載しています。不明点は調べますのでお知らせ下さい。

南が丘地区に於きましては、現在、「民生委員・児童委員」が不在です。
南が丘地区役員の皆様のご努力により民生委員が選任され登録される事を祈っております。

地域住民が気軽に相談できる身近な相談相手が必要です。

黒田 伸治

Tel 090-8856-9484

以上

稲敷市の高齢福祉サービス 稲敷市では、介護保険でのサービスの他に下記のような高齢者福祉サービスを行っています。

サービス名	内 容	対 象 者	利用料金
配食サービス	食事の調理が困難な一人暮らし高齢者等に対して栄養のバランスのとれた食事を配達し、在宅生活を支援すると共に安否確認を行います。	身体的な理由から食事の調理が困難で在宅での生活に支障がある 65歳以上の在宅一人暮らし高齢者など *利用の可否については、対象者の状況等を訪問調査の上で決定 *「調理をした事がない」や「高齢の為調理が面倒」と云う理由では対象となりません。	朝食 200円 昼食 400円 夜食 400円
緊急通報システム	急病や事故などの緊急時に通報できる機器（本体とペンダント型）を設置し協力員や消防本部に通報し速やかに救助を行います。	65歳以上で急な発作の恐れがある等健康上特に注意する疾患のある一人暮らしの方 緊急時に電話通報が困難な65歳以上の高齢世帯	緊急通報機器 貸与 設置工事費 14000円程度（市民税非課税世帯は無料）
愛の定期便	2週間に1回、乳酸菌飲料を配布し安否確認を行います。	65歳以上の在宅一人暮らし高齢者	無料
給食サービス	バランスのとれた食事の提供（月1回）を行います。但し6～9月は食品衛生面より休月2回程度、利用者へ電話をかけて孤独感の解消と安否確認を行います。	70歳以上の在宅一人暮らし高齢者	無料
ふれあい電話	高齢者、障害者の歩行を容易にするシルバーカー購入者に対する補助金を交付します。	65歳以上の在宅一人暮らし高齢者 *配食サービスを受けている方は除く	無料
シルバーカー購入費補助	紙おむつ等を2ヶ月に1回支給します。	65歳以上の者で歩行に支障を来す方、身体障害者手帳所持者で歩行に支障を来す方、 稲敷市に住所を有する65歳以上者で、要介護4級以上、又は要介護2もしくは3で排進全介助の在宅高齢者	1人一台購入額の半分（上限は5000円）
家族介護慰労金	4ヶ月以上寝たきり認知症の高齢者を在宅で介護している方に介護慰労金を支給します。	要介護4・5級と認定された65歳以上の高齢者を在宅で常時介護する方	無料
徘徊高齢者家族支援	徘徊の見られる認知症高齢者に位置情報端末を貸与する事によって徘徊高齢者保護を支援する	市内に住所を有する徘徊高齢者の介護者	1回6万円
救急医療情報キット配布	高齢者障害者等に対して掛りつけの医療機関、持病等の救急時に必要な医療情報を冷蔵庫に保管するキットを配布します。	65歳以上の一人暮らし高齢者 身体障害者手帳所持者で重度視覚障害者又は聴覚障害のある方 日中独居で健康上不安のある方	500円/月、情報取得料100～200円
寝たきり高齢者理美容料助成	ねたきり高齢者に対し居室において受ける理容又は美容の料金の一部を助成します。	65歳以上の在宅の高齢者で要介護4・5級と認定された方、又は常時病床の状態にある方	無料
老人性白内障補助眼鏡など購入費助成	老人性白内障の手術を受けた方で、補助眼鏡などを使用する事で視力の回復が可能な方に対し、眼鏡などの購入費用の一部を助成します。	次の全てに該当する方 ・手術を受けた日に市内に住所を有する65歳以上の方、 ・視力矯正の為、補助眼鏡などを使用する必要があると医師が認めた方、 ・市税などに滞納の無い方	購入額の半分内 ・補助眼鏡 10,000円 ・特殊眼鏡 30,000円 ・コンタクト 25,000円